

地方自治法第100条の2に 基づく専門的な知見を活用

議会基本条例の制定に関し、専門的な立場から指導・助言をいただくため、平成27年度に引き続き、法政大学常務理事（法学部教授）廣瀬克哉氏との間で、平成28年4月1日に平成28年度議会専門的事項調査委託業務契約を締結しました。

委員会視察研修を実施！

委員会では、4月15日に、「議会基本条例の制定に関する調査」と位置付け、東京都千代田区の法政大学市ヶ谷キャンパスを訪問し、廣瀬教授から「議会改革の全国の最新状況と議会改革白書について」と題した講話を伺い、その後、質疑応答を行いました。



研修の様子

特集記事

議会活性化特別委員会

平成28年6月定例会第4日目の本会議において、西条市議会会議規則第45条第2項の規定に基づき、議会活性化特別委員会の調査中の事件について、平成28年3月定例会に引き続き3回目の「中間報告」がありました。

今回の特集記事は、議会基本条例素案の検討及び議員定数に関する協議を中心に、その要旨を掲載しております。



報告の要旨

議会活性化特別委員会は、平成26年12月定例会で設置されて以来、平成28年6月までの間、計18回にわたり委員会を開催し、議会運営の検証及び議会の活性化に関する調査・研究を進めてきました。その中で、平成28年5月には、法政大学常務理事（法学部教授）廣瀬克哉氏を招聘し、委員会でも検討した西条市議会基本条例素案に関し、条文の内容と解釈について、指導・助言をいただきました。更に、6月には、廣瀬教授から指導・助言をいただいた条例案の解説文について協議を行った結果、解説文について委員会の意志が定まり、この解説文付

きの条例案をもって、広く市民から意見を募集し、条例案に反映させるため、パブリックコメントを実施することを全会一致で決定しました。

更に、議員定数に関する協議としましては、委員会での議論に合わせ、各会派及び会派に属さない議員に対しても議員定数に対する意見書の提出を促し、各会派などにおいて調整した結果を踏まえ、改めて意見を求めたところ、議員定数は30人とするのが望ましく、将来の定数については新しく選出された議員によって審議されたいという意見や、近隣市の議員数を参考にするとともに、議員1人当たりの人口を鑑みて26人とすべきであるという意見、常任委員会の数を一つの議員定数の算出基準とすべきであるという意見など、さまざまな議論が交わされました。

最終的に現在検討中の議会基本条例第6条に、議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点及び類似団体との比較だけでなく、人口、面積、財政力及び市政の現状と課題、

将来の予測と展望をじゅうぶんに考慮するとともに、議員活動の評価などに関して広く意見を聴取するため、参考人制度や公聴会制度などを活用するよう努めるものとする、と明記していることから、現段階で拙速に定数を改正するのではなく、改選後、西条市議会として委員会の在り方なども含め、適正な議員定数を、参考人制度や公聴会制度などを活用しながら、慎重に検討することが必要であるとして、次期改選時における議員定数は現状維持の30人とする、との結論に至りました。

本委員会では、これまで議会の活性化に係る項目について鋭意、協議・検討を重ねて参りました。最大の課題であった議会基本条例も素案の検討期の段階から、4月以降は成案期に入り、7月のパブリックコメントを経て、9月定例会での制定を目指し、協議を進めて参ります。また、今後は、条例の制定に伴い、改正が必要となる会議規則や規程など、関係例規の整備に努めて参りたいと考えています。